

融資条件の変更等を行った後の

改善又は再生の為の支援を適切に行う為の体制の概要

当組合は、融資条件の変更等を行った中小企業者のお客さまの経営再建計画の進捗状況を継続的に把握・検証し、経営再建計画の見直しの支援や経営相談・指導等によるコンサルティング機能（各分野の専門家との連携を含む）の発揮や、当組合の情報機能を活用した支援に取り組んでおります。

また、他金融機関、企業再生支援機構、事業再生ADR解決事業者、中小企業再生支援協議会などの外部機関との連携による再生手法を活用する為、以下の通り体制を整備しております。

* 体制図は別紙の通りです。

区 分	責任者・担当者	役 割 等
本 部	金融円滑化管理担当責任者	再生・支援の進捗状況等の全般の統括
	融資部・サポートチーム (金融円滑化管理統括部署)	経営再建計画の見直しの策定支援 各営業店との連携・協議 他金融機関との連携 経営改善・事業再生支援の取組
各営業店	営業店長 (金融円滑化相談責任者)	経営再建計画の見直しの策定支援及び、進捗管理 経営相談、経営指導の対応 融資部・サポートチームとの連携・協議 金融円滑化管理統括部署への報告
	営業店の融資担当者 (金融円滑化相談窓口)	経営再建計画の見直しの策定支援、進捗管理 経営相談、経営指導の対応 営業店長への報告

- (1) 融資部・サポート・チームと各営業店が連携して、実現性の高い経営再建計画の策定支援とその後のフォローアップを行っております。
- (2) 融資部・サポート・チームと各営業店が連携して、中小企業再生支援協議会等や外部コンサルタントを活用し、経営改善・事業再生支援の取組を行っております。
- (3) 金融円滑化管理担当理事及び責任者は、サポート・チームや営業店において、経営改善・再生支援が適切に行われる為、金融円滑化管理統括部署から、対応状況・問題点に関する報告を取り纏め、必要に応じて随時、理事長、常勤理事会へ報告しております。

但し、経営に重大な影響を与える恐れがある場合又は、お客さまの利益が著しく阻害される恐れがある場合には、速やかに理事長へ報告しております。

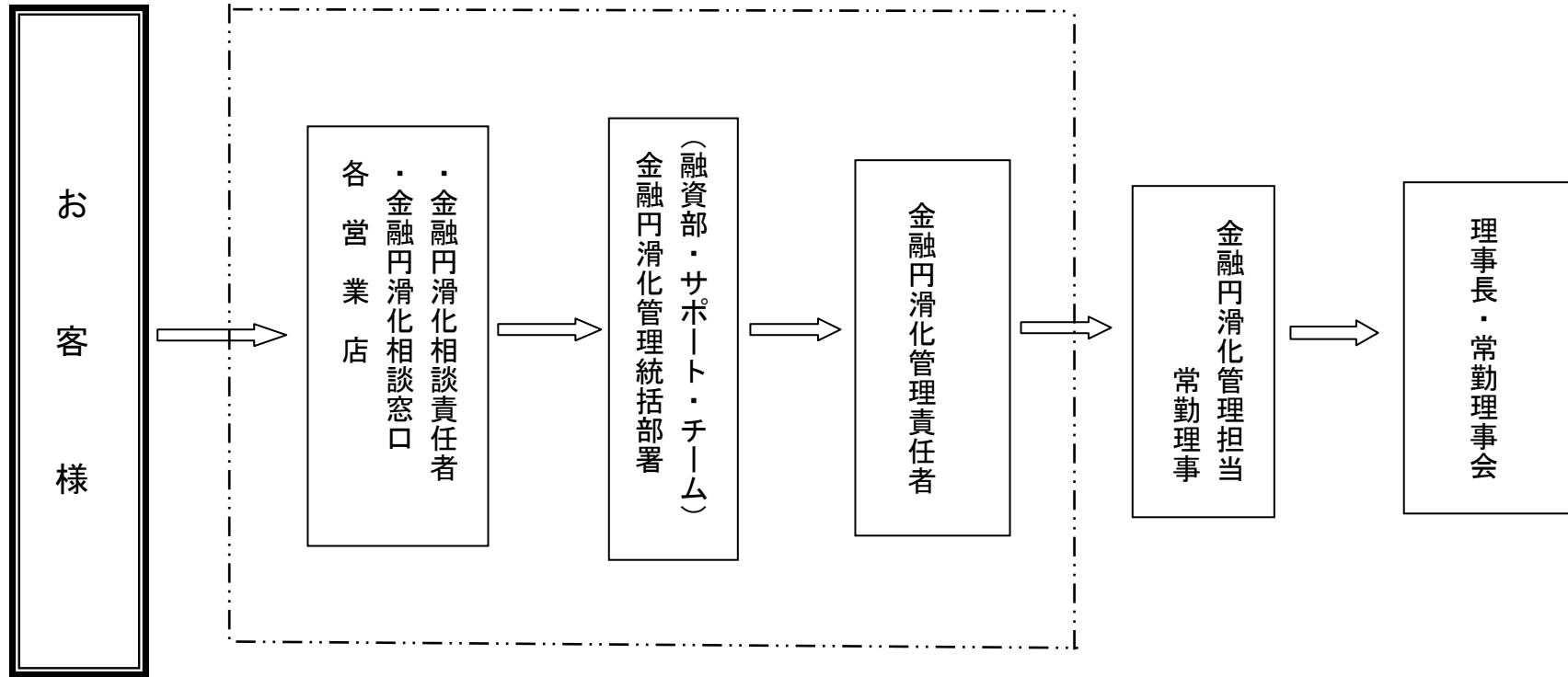
- (4) 常勤理事会は、経営改善・再生支援の対応状況・問題点に関する報告を受け、必要に応じて、金融円滑化管理担当理事及び責任者に改善策を指示し、その対応・改善状況を検証しております。
- (5) 金融円滑化管理統括部署は、経営改善・相談及び再生支援が適切に行われる為、必要に応じて随時、研修会・説明会等を開催して役職員に対し、目利き能力の向上を図るよう努めております。

以 上

金融円滑化管理態勢に係る組織体制図

～事業の改善・再生・支援の体制～

協栄信用組合



* お客様の「経営改善計画」の策定、改善の相談等、お申出下さい。